

防衛省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事項) |
|------|--------------------------|--------------|-----------------------|---------------------------------------|---|--|-------------|------|---------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 198 | B 地方 に対する 規制 緩和 | 消防・防 災・安全 | 民生安定助成事業の 補助対象の見直し | 民生安定助成事業の補助対象 に自治会集会所の新設を含める こと | <p>【現在の制度】 「民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(防地周第16396号 通達)」は、民生安定施設の助成事業のうち、施設整備助成事業(新たな施設の整備に対する助成事業)につき、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設については、助成対象を体育館、(自治体が所有する)コミュニティ供用施設、児童館、水泳プール及び保育用施設に限っており、自治会が所有する自治会集会所への助成を除外している(防音工事のみが助成の対象)。</p> <p>【支障事例】 従って、自治会集会所を新設する場合には本制度を利用することができず、本市においてはやむを得ず、再編交付金制度を利用して自治会集会所の新設について自治会に対する補助を行ってきた。しかし、同制度に基づく助成は平成28年度をもって終了となり、将来的には自治会集会所の建設に対する助成が無くなってしまふ。</p> <p>【制度改正の必要性】 自治会集会所は地域コミュニティの中核を担う組織である自治会の本拠となる施設であり、自治会が地域コミュニティ活動を実施していく上で不可欠なものである。 本市においては、防衛施設の近隣自治会において自治会集会所の建設について希望があるため、民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めることを求める。</p> | 防衛施設周辺の生活 環境の整備等に関する 法律第8条 防衛施設周辺の生活 環境の整備等に関する 法律施行令第12条 第13項 | 防衛省 | 相模原市 | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|-----------------------------------|--|--|
| 遠賀町、大村市 | | <p>民生安定助成事業における自治会集会所の新設の扱いについては、自治会集会所で行われる集会等の活動が健全なコミュニティ活動の育成等に資することにかんがみれば、民生安定施設の助成事業におけるコミュニティ供用施設の助成目的に包含され、コミュニティ供用施設(自治会が設置、所有するものも含む)として助成が可能である。</p> |